

第1章 東アジア諸国の制度と実施状況

第1節 韓国 (Korea)

内藤亜弥子・鄭成一

1. はじめに

2009年10月10日、北京で行われた日中韓首脳会談で取り上げられた大学交流活性化について、韓国の教育科学技術部は、アジア各国間相互理解を推進する大学間交流を体系化するためにアジア学生交流プログラム (CAMPUS Asia = Collective Action for Mobility Program of University Students in Asia) を推進し、大学間単位交流、共同学位授与、学生・教職員交流の準備を行っており、日中の関係者の具体案について合意でき次第、施行する計画であることを明らかにしている。本章では、この CAMPUS Asia プログラムを推進しようとする韓国の高等教育の概要、単位制度、成績評価制度、学生交流・単位互換等に関する概要、高等教育プログラムの質を保證する認証システムの概要等についてまとめる。

2. 単位制度、成績評価制度等に対する政府の規定・認証評価活動

(1) 高等教育制度の概要

韓国の高等教育については、教育基本法第9条の規定に基づき高等教育法で定められており、教育科学技術部大学支援課の所管である。

高等教育機関は、国以外が設立する場合は教育科学技術部長官の認可が必要であり (高等教育法第4条)、設立主体により国家が設立する国立大学、地方自治団体が設立する公立大学、学校法人が設立する私立大学に分かれ (高等教育法第3条)、教育科学技術部の公表資料によれば2009年4月1日現在407校 (一般大学177校、産業大学12校、教育大学10校、放送通信大学1校、サイバー大学 (Eラーニングにより教育を行う大学) 12校、大学院大学38校、専門大学146校、その他11校) で、そのうちいわゆる4年制大学 (韓国語では大学校) である一般大学の内訳は、国立24校、公立2校、私立151校と、その八割以上が私立である。高等教育機関の数は、2005年まで増加の一途を辿り419校に達したが、少子化を背景として統廃合を進める方向性があり、2006年以降は微減傾向にある。一方、高等学校から高等教育機関への進学率は上昇しており、1999年には66.6%だった進学率は、2009年では81.9%であり、また、この年初めて女子の進学率が男子の進学率を上回る結果となった。学生数については、一般大学1,984,043人、産業大学143,368人、小学校の教員を養成する教育大学22,879人、放送通信大学277,372人、サイバー大学は69,743人、大学院306,471人、日本の短期大学にあたる専門大学760,929人、その他26,283人で、合計3,591,088人と過去最高の人数を記録した。

大学院については、学術研究主体の一般大学院、専門職の人材養成を中心とする専門大学院、社会人の継続的な学習を主眼とする特殊大学院、特定分野における専門職の人材養成を目的として大学院のみを設置する大学院大学に分けられる。一般大学院のなかには、

国際機関で働く人材養成を目的として設置された国際大学院があり、授業はすべて英語で行われていることから外国人留学生が多数在籍している。組織的には独立した扱いであることが多く、いわゆる SKY (Seoul (国立ソウル大学校)、Korea (高麗大学校)、Yonsei (延世大学校) の頭文字をとった呼称) をはじめソウルの主要な大学に設置されている。

大学の授業年限については高等教育法第 31 条により定められ、学部は 4 年ないし 6 年課程 (高等教育法施行令 25 条に定める医学、漢方医学、歯学等) であり、専門大学は高等教育法 48 条の定めるところにより、授業年限は 2 年ないし 3 年である。修士課程及び博士課程の授業年限はそれぞれ 2 年以上で、修士・博士の統合課程は 4 年以上である。

ただし授業年限については、高等教育法第 31 条 3 及び高等教育法施行令第 26 条により、学則が定める単位以上を取得した場合は授業年限を 6 ヶ月～1 年以内の範囲で短縮することが可能であると定めており、例えば 2009 年 7 月に 26 歳にして国立特殊大学校の韓国科学技術院 (以下 KAIST) 最年少の助教授となったチェ・ソヒョン氏に関する報道によると、ソウル大の数学科を 3 年半で卒業している。

国立特殊大学校については KAIST の他に光州科学技術院 (以下 GIST) があり、いずれも韓国科学技術院法と光州科学技術院法に基づき国家が設立するが、運営は大学が自律的に行うという方針で、特殊目的のために設立された大学である。この 2 大学と多くの共通点を持つ蔚山科学技術大 (以下 UNIST) は科学技術分野最初の国立法人化大学である。ソウル大、釜山大などその他国立大と KAIST、GIST、UNIST が異なるのは、主要事業計画、教育課程、人事など運営全般を教育科学技術部の統制を受けずに学校理事会が自律的に決めるという点で、授業年限についても、例えば GIST のホームページには「卒業単位である 130 単位だけ満たせば学年区分なしで卒業が可能だ。そのため二十を越えたばかりの学部卒業生、20 代半ばの博士も生まれている。最年少学部卒業生は満 19.5 才、最年少博士は 24 才だ。」という記述が見られる。

韓国の大学でみられる専攻の形態をいくつかとりあげる。複数専攻 (= 二重専攻) (高等教育法施行令 19 条第 1 項 1 号) については、大学によって呼称や内容が異なり、また場合によっては 1 つの大学で複数専攻と二重専攻の両方のシステムを設けている場合もあるため、内容から判断する必要がある。複数専攻 (= 二重専攻) の事例については、次の 3 つの大学のシステムがおおむね同様のものである。

表 1 複数専攻の事例

大学名	ソウル大学校	高麗大学校	延世大学校
制度名称	複数専攻	二重専攻	複数専攻(=二重専攻)
内容	<p>学生が所属する学科(部)の基本専攻単位を含め、2つ以上の基本専攻単位を履修する課程をいう。</p> <p>*基本専攻単位:複数専攻を選択する学生は所属専攻 39 単位、他専攻 39 単位を履修すれば、専攻としての履修単位の基準を満たし、この 39 単位を基本専攻単位とする。</p> <p><申請資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数専攻の申請は 3 学期以上履修(履修予定者含む)し、36 単位以上を取得した後に申請できる。 <p><卒業証書等の記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数専攻を履修した時には卒業証書及び学籍簿にそのことを記載し、履修した専攻より各々卒業証書の授与はしない。 	<p>第 1 専攻を履修しながら、他学科の専攻を第 2 専攻として同時に履修し、卒業の際に、2つの学位を授与する制度。4年(8 学期)で 2 つの専攻が履修できる。</p> <p><志願資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・97 年度の入学生から適用。 ・第 1 専攻が決定した 3 学期以上の在学生、但し、編入した 3 年生は本校で 1 学期以上を履修した在学生であること。 <p><単位認定及び履修></p> <p>二重専攻履修者は第 1 専攻で必要とする所定の全課程を履修し、二重専攻の学科で指定した専攻科目の最小限の単位以上を履修しなければならない。詳細は各系列学事支援部に照会すること。</p> <p><卒業証書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一枚の学位記に第 1 専攻と二重専攻を共に表記し、学位番号は一つである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 専攻が承認された学生に限る(休学生も申請可能)。 ・第 1 専攻と第 2 専攻を合わせて 150%以内で選抜。 ・第 2 専攻を承認された者は必ず第 2 専攻を履修しなければならない(第 2 専攻を履修しない場合、卒業できない)。 ・専攻の履修単位に関する事項は入学年度や学科別に異なるため、該当事務室に照会すること。

また、連携専攻（高等教育法施行令 19 条第 1 項 2 号）とは 2 つ以上の学科・学部が共同連携し、それにより構成される専攻である。例えば延世大のホームページには、「連携専攻は、学問の領域間の有機的な統合や多様化を基調として展開される 21 世紀社会に対する大学の積極的な対応のために準備された制度である。多様な学科及び専攻が連合し、実用性を強化した新しい教育プログラムを提供することにより、教育の競争力強化となる。連携専攻は第 1 専攻や副専攻として履修することはできない。第 2 専攻として履修することができる。最低履修単位は 36 単位であるが、専攻別に科目履修要件が異なるため、連携専攻ホームページか要覧を参照」、とある。

韓国に関する事情として、男性は兵役法により、国民の義務として約 2 年間入隊することとなっており、一般的には大学に入学して教養科目の履修が終わり、専門科目の学習が始まる前の 1 年生の 2 学期終了後、休学して入隊するケースが多く、留学を含む将来計画に大きな影響を与えている。留学事情について、韓国は留学生送り出し大国である（2009 年は 243,224 人、うち日本留学は全体の 7.8%の 18,862 人）が、この輸出超過といえる状況を解消するための韓国政府の Study Korea Project 等の留学生誘致政策が進む 2009 年現在、留学生受入数は 75,850 人（日本からは全体の 5.2%の 3,931 人）で、世界レベルの

大学として評価されるための国際化の指標でもある留学生受入れは拡大の一途を辿っているが、2007年以降の留学生数急増に伴い在留等の問題も発生しており、2009年9月に政府は外国人留学生受入ガイドラインを発表する等の対策を講じている。韓国における留学生の傾向としては、専攻分野は7割が人文社会系であり、在学段階については、学士課程が最も多く全体の半数を占め、語学学習が約2万人(26%)、修士課程が約1万人(14%)、博士課程は約3千人(4%)である。

(2) 単位制度に関する規定、概要

高等教育法第21条第1項では、教育課程の運営について、学校は学則が定めるところにより教育課程を運営しなければならないとし、同法第2項及び高等教育法施行令第14条により、教科の履修は評点及び単位制等に依拠し、一単位あたり必要な履修時間等は、毎学期15時間以上とされている。また、学校の規則として様々な事項に関し大学の長が学則を制定するとし(高等教育法第6条)、その内容として教科の履修単位や単位認定をはじめとした事項が高等教育法施行令第4条にあげられている。

一般的な学部の卒業履修単位は約130単位前後(専攻により異なる)である。学則に定められた課程を履修した者には、高等教育法第35条に基づき大学の学則が定める種類の学士号が授与され、高等教育法施行令第48条により学位証明書が発行される。

修士課程(博士課程*以下()内は博士課程)は、一般的に24(36)単位の取得が必要であり、修士学位を取得しようとする者は、所定の単位を取得し、一定の試験に合格した後、学位論文を提出し、審査委員3(5)名以上の審査を受けなければならない(高等教育法施行令第44条)。

専門大学の卒業履修単位は、一般的に80単位(2年)と120単位(3年)である。専門大学の学則で決められた課程を履修した者には、専門学士学位が授与される(高等教育法第50条)。専門大学を卒業した者は、大学、産業大学、または放送通信大学への編入が可能である。(高等教育法第51条)

他大学等で取得した単位の認定については、高等教育法第23条により国内外の学校で取得した単位、兵役法に基づき入隊中の者が取得した単位等の認定が定められているほか、単位銀行制や独学学位制による単位取得・認定の制度が設けられている。単位銀行制とは生涯学習を念頭において1998年に設けられた制度であり、学校内外の多様な形態の学習と資格を単位として認定し、一定基準を満たせば専門大学あるいは大学と同等の学位を授与する制度で、2009年2月までのこの制度による学位取得者は、学士103,950人、専門学士48,127人に達する。また、独学学位制とは1990年に始まった制度で、四段階の独学学位取得試験を通じて個人が自主的に行った学習の成果を評価し、学士学位を授与する制度で、2009年までに学士学位取得者は11,364人に達している。この2つの制度による学位取得者の中には13歳で電子計算学の学位を取得した人や、外国人等も含まれる。

韓国では、社会において広く学歴を重要視する様子が見られ、学問に従事するものに限らず著名芸能人なども多数大学院に在籍する。また、時に塾講師、芸能人、大学教員の学歴詐称が問題として挙げられ、2007年に元東国大学校助教授の学歴詐称事件はエール大学に損害賠償を求めるに至り、大きな社会問題となった。学位に関しては法律により、外国で博士号を取得した場合はその届出を義務づけ、2008年より韓国学術振興財団(現韓国研

究財団)が外国の博士学位取得者申告データ及び外国の学位課程に関する情報システムを構築し、申請者には申告証を交付することとした(高等教育法 27 条、高等教育法施行令 17 条)ほか、韓国大学教育協議会が 2007 年より大学、企業、公共機関等が人材採用や人事管理の目的による場合に国内外の学位について該当高等教育機関の学位授与資格認証、学歴取得事実確認、卒業証明の検証業務代行を行っている。

(3) 成績評価制度に関する規定、概要

成績評価の仕組みについては各大学が学則で定めることとなっており、延世大の例を次にあげる。

学則 第 45 条 (成績評価)

①学業成績の評価は A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-、D+、D、D-、F の 13 等級に区分し、下記のように表示する。

表 2 学業成績評価の等級

等級	A+	A	A-	B+	B	B-	C+	C	C-	D+	D	D-	F
評点	4.3	4.0	3.7	3.3	3.0	2.7	2.3	2.0	1.7	1.3	1.0	0.7	0
評語	秀			優			良			可			落

出典：延世大学ホームページ

②単位が必要ない科目は“P” (可) もしくは“NP” (不可) と評価する。但し、単位がある科目であっても総長が必要と認定するときには“P”もしくは“NP”で評価できる。

成績評価方式は相対評価が主流であり、一部絶対評価が行われている。相対評価の場合は、例えば、A+と A で全体の 30%以内、A+、A、B+と B で全体の 70%以内といった形である。絶対評価の場合は学校により基準が異なるが、絶対評価を行う科目の例としては、10 名未満の科目、教職科目、教育実習、実験・実習・実技科目、現場実習科目、軍事学関連科目等があり、また外国人学生の成績についても絶対評価を行う場合がある。GPA については評点平均と呼ばれる場合が多く、学校により 4.3 点満点、4.5 点満点で表記されるが、主流は 4.5 点満点である。2010 年 3 月 31 日の教育科学技術部発表報道資料によると、2009 年度の在大学生の場合、成績分布に関し A の割合が 39.7%、B の割合が 36.2%、就職対策のために成績を管理する卒業生の評点平均は、A の割合が 35.5%、B の割合が 55.5%という統計結果がでている。なお、卒業論文の場合、P か F で成績評価をつけ、GPA 算出のときには入れないケースが多い。学部や学科、専攻によって卒業論文を専攻関連試験や資格証に変える場合もある。成績は確定する前に、一定期間学生が自分の成績を確認するための期間 (成績異議申請期間、成績閲覧期間等と呼ばれる) が設けられており、学生はその期間に自分の成績をオンラインで確認して、その内容に異議がある場合は申請を行う。間違いに関する修正等も行われた上、最終的に確定した成績もオンラインで閲覧可能となっている。

GPA については就職等の場で重視されているため、悪い成績をとった場合の救済策として、科目再受講制度や単位放棄制度が設けられている。科目再受講制度とは、基本的に教科内容、科目名が同一の科目を再受講することができる制度で、同一科目を2回以上受講した場合には、最終的に履修した成績のみ、評点平均の換算に含まれるものである。学校別に再受講の基準は異なっており、たとえば D+以下の成績の場合のみ再受講を認める学校も、成績と関係なく学生の要望により再受講を認める学校もある。単位放棄制度は取得した単位の中で、自分が選択した単位を削除することができる制度で、放棄した単位は履修した内容が全て削除され、いかなる理由があっても復元することはできない。単位放棄の要件は、学校によって異なる。

(4) 学生交流、単位互換等に関する概要

韓国では国公私、大学・専門大学や都市・地方の区分に関わらず、外国の大学との交流協定、複数学位（ダブルないしデュアルディグリーにあたる）、教育課程の協同運営（ジョイントディグリーにあたる）、サマープログラム等が幅広く行われている。

教育課程の協同運営については、高等教育法 21 条及び高等教育法施行令 13 条で規定しており、外国または外国が公認する評価認証機構の評価認証を受けた外国の大学と共同で、大学については学士学位課程及び大学院教育課程、専門大学については専門学士学位課程及び学士学位を授与する専攻深化課程を運営できることを定めており、かつ、学位の授与に関し必要な場合は国内の大学と外国の大学との共同名義で学位を授与することができる、と規定している。

なお、単位の認定について、編入学学生及び大学生以外の学生に対し、卒業に必要な単位の 2 分の 1 の範囲でこれを該当学校の単位として認定するとしてきた規制は 2009 年 1 月に撤廃されている。

複数学位制度については、学校によってさまざまなプログラムが展開されている。釜山外国語大では日本を含む 9 カ国 19 校との「2+2 複数学位制プログラム」（両校で 2 年ずつ履修し、両校の学位を同時に授与）が展開されており、白石大とブルームフィールド大（米国ニュージャージー）では、「3+1 留学制」として、国内で 3 年を終えた後にブルームフィールド大で 1 年間授業を受け、この課程を履修すると両大学が認める学士学位を授与し、かつ韓国の看護師資格証と米国の看護師資格証を同時に取得する資格を得ることができるというプログラムが行われている。また高麗大学校経営専門大学院のように、3 ヶ国（韓国、シンガポール、中国）の MBA 複数学位課程を設け、9～12 月の授業は復旦大で、その次の 1～6 月は高麗大、さらにその次はシンガポール国立大という形態をとるものもある。

外国語により行われる授業については、英語によるものが多いが、一部日本語等英語以外による授業を実施している場合も見られる。授業の一部を外国語で実施する学校だけでなく、一部には授業全てを英語で実施する大学、さらに学内行政も全て英語にするという発表をした大学もある。報道によると、教育科学技術部の国公立大学外国語講義比率資料では、文学・外国語系を除いた学科において、外国語で行われる講義の比率は 7.99%（2008 年）であり、一部の大学では文学・外国語系を除いた学科では外国語で行われる講義が全く無いケースも見られる。外国語による講義比率が 10%を越える国公立大はソウル大

(13.7%)、韓国教員大(11%)、安東大(11.8%)と蔚山科学技術大(100%)である。ソウルの主要私立大の場合、専攻講義の20~35%程度を英語で講義していると見られる。また、全ての講義を英語で実施すると2007年に宣言したKAISTは、ソ・ナムピョ総長赴任直後の「新入生から100%英語の講義をする」との発言にのっとり、毎年英語講義の比率を高め、2010年春学期の学部の講義は全体の89%を英語で行う予定であり、「修士課程も外国人学生が1人でも受講すれば英語で講義することが原則」としている。国立の科学特性化大(KAIST,GIST,UNIST)では、他の2校でも英語により授業が行われており、2009年5月現在で光州科学技術院(GIST)は、2009年下半期からの学部課程設置にあたり人文社会分野を除いた全科目を英語で授業を行う計画であり、すでに大学院の授業は全て英語で進行している。全講座100%英語で授業を進行している2009年開学の蔚山科学技術大(UNIST)では、教授の平均年齢は38.6才で最新の学問に接した若い科学者で英語講義が可能だという長所を全面に出している。また、2010年2月、浦項工科大(POSTECH)のペク総長は、「英語公用化キャンパス」構想を発表し、講義、論文、セミナー、会議、学内掲示物、行政文書、ホームページ、外国人学生・教授窓口サービス、行政規定など9分野で韓国語の代わりに英語を使うと宣言し、学校教育と研究、行政全般にわたって英語を優先的に使うようにし、適用範囲を段階的に拡大して3年以内に「英語公用化キャンパス」を完成するとしている。これに続きUNISTも英語公用化を2012年までに実現すると発表した。政府の動きとしては、英語専用講座支援事業を実施しており、2009年の支援内容は総予算3.7億ウォン、支援対象校は6校(延世大、啓明大、韓南大、嶺南大、慶星大、翰林大)であった。

この他にも様々な試みが行われており、釜山大は2009年から全ての講義を英語で進行するグローバル複数専攻制度を導入し、6学期の間に48単位を履修すれば専攻の科とは別途国際学学士学位を与えることとしている。日本との学生交流に関しては、韓日大学生交流事業により交流協定に基づいた留学生の受け入れが、韓国側では2009年度より国立国際教育院が実施団体として年間200名の枠で行われている。

また近年、仁川経済庁は松島国際都市に29万5,000平方メートル規模でグローバル大学キャンパスを造成し、ここに10校あまりのアメリカ、フランスをはじめとする外国の教育・研究機関を誘致し、先端産業育成とグローバル人材を養成するという構想で、延世大、高麗大、西江大、韓国外国語大などソウルの主要大学の国際キャンパスの設置が進んでおり、隣接する京畿道始興市でも、ソウル大始興国際キャンパスおよびグローバル教育・医療産学クラスター建設のための了解覚書(MOU)を締結しており、ソウル大国際キャンパスは2013年竣工予定である。

海外から教授を招聘し、外国人留学生も多く参加するサマープログラムも主要な大学で行われており、例えば高麗大のサマースクールでは国外の有名教授を招聘して英語で講義を行い、15ヶ国160大学からの外国人留学生1,500人余りが学び、最大9単位を与えるとされている。

韓国語教育に関しては、多くの大学が語学堂(韓国語コース)を設置しており、学期毎等で6単位等(学校、コース期間により異なる)を付与し、大学等で単位認定をする際の成績証明書を発行するとしている。

(5) 高等教育プログラムの質を保証する認証システムの概要

質保証の取り組みとしては、大学が情報公開を行うこととされており、大学の自己評価及び外部評価に関する制度（高等教育法第 11 条の 2）について、それぞれ 2009 年 1 月から、自己評価については教育科学技術部令「高等教育機関の自己評価に関する規則」、外部評価については大統領令「高等教育機関の評価・認証等に関する規定」により定められたのに伴い、大学は 2009 年より 2 年に 1 回以上自己評価を実施し、その結果をホームページ等で公表することが必要となった。この自己評価は政府の指定を受けた機関による評価・認証の実施（外部評価）を依頼し自己評価の代わりとすることもできる。制度発足時における外部評価・認証機関現況は、韓国大学教育協議会をはじめ 11 の団体である。

大学の情報公開については、国民の知る権利を保障し、学術・政策研究の推進及び教育行政の効率性と透明性のために定められた「公共機関の情報公開に関する法律」の特例である「教育関連機関の情報公開に関する特例法」の第 6 条 1 項により、毎年次の情報を年一回以上公表し、教育科学技術部長官に提出することが義務付けられている。

1. 学校の規則などの学校運営に関する規定
2. 教育課程の組織及び運営等に関する事項
3. 学生の選抜方法とスケジュールに関する事項
4. 充員率、在学生数など、学生の現況に関する事項
5. 卒業後の進学や就職状況など、学生の進路に関する事項
6. 専任教員の現況に関する事項
7. 専任教員の研究成果に関する事項
8. 予算・決算情報など学校及び法人の会計に関する事項
8. の 2. 授業料と学生 1 人当たりの教育費の算定根拠に関する事項
9. 高等教育法第 60 条から第 62 条までの是正命令等に関する事項
10. 学校の発展計画および特性化計画
11. 教員の研究・学生に対する教育と産学協力の現況
12. 図書館及び研究への支援の現況
13. その他教育環境と学校運営の状況等に関する事項

教育科学技術部が認定する外部評価・認証機関である韓国大学教育協議会は、1982 年に設立され、大学・教育機関の評価（第 1 回：1982 年-1985 年、第 2 回：1988 年-1992 年）、大学総合評価（第 1 周期：1994 年-2000 年：新設の大学以外の 4 年制大学の評価認定の実施、第 2 周期：2001 年-2006 年：第 1 周期の評価認定大学+1996 年以降設立の大学（2001 年から実施）の評価認定の実施）、学問分野評価（1992 年に始まり、2005 年度からは 5 年周期で学問分野の評価認定を行うという形で毎年 2〜3 の学問分野を対象とした評価の実施・結果公表）等、数々の評価事業を実施してきており、2008 年には産業界視点による大学評価を開始し、今後は大学の自己評価支援事業を実施していくこととなっている。こうした機関の評価認証を担う部署として、2009 年に大学評価院が新設され評価事業を遂行しており、国際的な活動としては関連分野の国際会議への出席、世界各国の評価認証機関との協約締結、アメリカの大学評価機関（CHEA）の総合的評価業務の共同開発研究等を行っている。

3. 大学事例紹介

韓国で SKY と呼ばれる 3 つの大学、国立ソウル大学校、高麗大学校、延世大学校を取り上げ、また釜山を主とするその他地方の大学については資料編にて取り上げることとする。

(但し、ソウル地域については現地調査が実施されなかったため、ホームページに掲載されている情報に限定される。)

(1) ソウル大学校 (Seoul National University)

1) 大学の概要

- ・ 設立：1946 年 10 月、国立ソウル大学校開校。
- ・ 組織：16 単科大学、1 一般大学院、9 専門大学院
- ・ 学生定員：学士課程 13,079 名、大学院課程 9,578 名 (2009 年 10 月 1 日現在)
- ・ 在学生数：学士課程 15,976 名、大学院課程 10,054 名、合計 26,030 名 (2009 年 10 月 1 日現在)
- ・ 外国人学生数：学士課程 818 名、大学院課程 816 名、交換及び訪問学生 457 名、語学研修課程 1,215 名、奎章閣韓国学研究院 19 名、プロジェクト参与学生 29 名、その他 28 名 (2009 年 10 月 1 日現在)

表 3 国際学術交流協定の締結現況 (2009 年 10 月 1 日現在)

	大学本部協定	単科大学協定	研究機関協定	計
一般学術交流協定	46 カ国 211 件	46 カ国 345 件	30 カ国 240 件	796 件
交換学生	33 カ国 124 件	29 カ国 170 件	16 カ国 50 件	344 件

出典：ソウル大学校ホームページ

2) 単位制度に関する規定

修了・卒業・単位取得

○学士課程卒業単位

・ 学士課程卒業に必要な科目の区分別の単位は教養科目 36 単位以上、専攻科目 39 単位以上とする。但し、副専攻の履修者は副専攻の学科 (部) 専攻科目 24 単位 (法科系は 40 単位) 以上とし、教職課程の履修者は別に教職科目 20 単位以上を取得しなければならない。

・ 学士課程の卒業必要単位は上記の科目の区分別の最低単位を含め、130 単位とする。

・ 教養科目、専攻科目 (副専攻、複数専攻、連合専攻含む)、教職科目の単位数が当該学科の卒業に必要な総単位数に至らない場合には、一般選択科目の単位でこれを補充しなければならない。

・ 医科、獣医科の修了単位は教養科目とは別に指定された科目単位を含め、68 単位以上とする。

* 外国語で行われる講座の履修を義務化

・ 2007 年以後に入学した者は在学期間内に専攻科目を含め、3 科目以上の外国語で行われる講座を履修しなければならない

3) 成績評価制度に関する規定

表 4 成績評点表

成績	評点	換算点数	成績	評点	換算点数	成績	評点	換算点数	成績	評点	換算点数
A ⁺	4.3	100	B ⁺	3.3	89	C ⁺	2.3	79	D ⁺	1.3	69
	4.25	99		3.2	88		2.2	78		1.2	68
	4.2	98		3.1	87		2.1	77		1.1	67
	4.1	97									
A ⁰	4.0	96	B ⁰	3.0	86	C ⁰	2.0	76	D ⁰	1.0	66
	3.9	95		2.9	85		1.9	75		0.9	65
	3.8	94		2.8	84		1.8	74		0.8	64
A ⁻	3.7	93	B ⁻	2.7	83	C ⁻	1.7	73	D ⁻	0.7	63
	3.6	92		2.6	82		1.6	72		0.6	62
	3.5	91		2.5	81		1.5	71		0.5	61
	3.4	90		2.4	80		1.4	70		0.4	60
										0.3	59
										0.2	58
										0.1	57
									F	0	0

* 評点の小数点以下 2 桁は、換算点数区間では比例計算法を適用する。

例：評点 3.25 → 換算点数 88.5、評点 4.27 → 換算点数 99.4

出典：ソウル大学ホームページ

4) 学生交流活動における単位互換制度に関する規定

ソウル大学校における外国の大学との学生交流修学および単位認定に関する規定

第 2 章 ソウル大生の外国の大学修学

第 4 条（志願大学）志願大学は本校と学術交流協定を締結した外国の大学を原則とする。但し、指導教授の推薦もしくは特別な事由がある場合にはそれ以外の外国の大学に志願することができる。

第 5 条（志願資格）本校の在學生として外国の大学に修学を希望する学生（以下“志願者”）は学則により懲戒を受けたことがない者で、履修済みの学期の評点平均が学士課程は 2.7 以上、大学院課程は 3.3 以上の者とする。

第 11 条（取得単位）①毎学期の取得単位は学士課程 18 単位、大学院課程は課程別に 12 単位、季節学期は 9 単位以内を原則とする。（改正 2002.1.7.、2009.8.7.）

②修学期間の取得単位は季節学期の単位を含め、所属大学（院）の学位取得に必要な最低単位の 2 分の 1 以内とする。（改正 2002.1.7.）

第 12 条（修学期間）正規学期の修学期間は、学士課程は 4 学期、修士課程と博士課程は 2 学期以内とし、修・博士統合課程は 4 学期以内を原則とするが、詳細事項は別に定め、施行することができる。但し、季節学期の修学期間は制限しない。（改正 2002.1.7.）

第 13 条（単位の認定基準）①履修した科目の成績は取得した成績のまま学籍簿に記載す

るが、評点平均を算出する時には算入しない。但し、教育科目を共同で運営したり、ダブルディグリーを授与する大学で修学した場合には単位及び評点を認める。〈改正 2003.7.28.〉

②既に履修した科目と同一科目の単位は認めない。〈改正 2003.7.28.〉

③やむを得ない事由で受講予定の科目と専攻関連科目以外の科目を履修した場合には第 14 条で定める単位認定審議を経て、単位を認定することができる。〈改正 2003.7.28.〉

第 14 条（単位認定手続き）①修学が認められた者は修学期間の終了後、直ちに成績証明書と履修記録等の関連書類を指導教授と所属大学の学科（副）長を経由し、大学（院）長に提出する。

②大学（院）長は所属大学（院）学事委員会の審議を経て、総長に単位認定を申請する。

③総長は前項の申請内容を、所定の手続きを経て取得単位として認定し、学籍簿に“○○大学（校）修学履修単位”と記載し、掲載する。

（2）高麗大学校（Korea University）

1) 大学の概要

- ・ 設立：1905 年開校
- ・ 組織：19 単科大学及び学部、一般大学院、18 特殊大学院・専門大学院
- ・ 在学生数：19,748 名（2009 年公示情報）
- ・ 外国人学生数：学士課程 274 名、修士課程 408 名、博士課程 104 名、語学研修課程 678 名、その他 289 名（2009 年 4 月 1 日現在、「2009 年高等教育機関大学別課程別外国人留学生現況」）

2) 単位制度に関する規定

高麗大学校学則

第 9 章 教育課程と学位授与

第 43 条（学位授与）①次の各号に定めた卒業要件を全て満たした者には「別表 4」の学位を授与する。

1. 最低限 130 単位（法科・師範系：140 単位、工科系建築学科：165 単位、医学科：176 単位、保健科学系：135 単位）の取得
2. 各学部・学科で定める教養教育課程の最低限の履修単位以上を取得
3. 第 1 専攻の基本専攻課程の最低限の履修単位以上を取得し、第 2 専攻の最低限の履修単位以上を取得
4. 各学部・学科で定める卒業要件の充足

②第 1 項による学位授与は「別紙書式 1」による。

第 44 条（他大学校の研修及び履修単位認定）①在学生は国内・外の他大学（校）で研究することができる。

②第 1 項の研究は所属大学・学部長の提議により、総長の承認を得て許容する。

③他大学（校）で取得した単位は卒業必要単位の 2 分の 1 の範囲内で認めることができる。但し、編入者は前大学の認定単位以外に本大学校で必要とする単位の 2 分の 1 の範囲で認めることができる。

④詳細事項は別途の施行細則で定める。

3) 成績評価制度に関する規定

成績

A+ (4.5)、A (4.0)、B+ (3.5)、B (3.0)、C+ (2.5)、C (2.0)、D+ (1.5)、D (1.0)、F (0.0)

P：合格、評点には入れない。

I：未完成（成績公示期間のみで、成績確定の時にはF単位になる）

S：認定、評点には入れない。

CW：取得単位放棄、評点に入れない。

4) 学生交流活動における単位互換制度に関する規定

外国の大学学生及び単位交流に関する施行細則

第3章 本校学生その他大学修学

第10条（研修対象）①研修先は外国の大学の正規課程を原則とする。

②外国の大学との学生交流は学位取得を目的とすることは許可しない。但し、学術交流協定でダブルディグリー及びジョイントディグリー取得を許可する場合は除く。

③外国の大学の研修を終えた学生は研修後、卒業の学期は必ず本校で履修しなければならない。但し、ダブルディグリーは第1専攻の卒業学期及びダブルディグリーの卒業学期を本校で履修しなければならない。

第15条（科目履修）①交換学生は修学先大学と本校の全ての科目を選択して履修でき、修学先大学の科目のみ履修することもできる。

②共通教養、核心教養科目等は本校で履修しなければならない。専攻科目（第2専攻、副専攻、複数専攻含む）及び教職科目は必要単位の2分の1以上を本校で履修しなければならない。

③本校で履修した科目と同一の科目は履修できない。

④修学先大学で履修した科目の再受講は修学先大学に限る。

第16条（単位認定）①単位認定とは、本校の規定による手続きに従い、上記のプログラムに選抜された学生が修学先大学で取得した成績（単位）を本校で認めることをいう。

②単位認定範囲は交換学生及び訪問学生、私費留学生は1学期に最大19（20）単位までとし、1年間（2学期以上）で最大38（40）単位を超えることができない。

③外国の大学で取得した科目名及び成績（単位）は本校の成績としてそのまま認定することを原則とする。但し、外国の大学の履修科目を本校の科目に読み替えることができる場合には、読み替え科目の単位が本校の読み替え科目の単位を超えることはできない。

④外国の大学で取得した科目名及び成績（単位）は本校の成績証明書に英語で表記することを原則とし、外国の大学の履修成績は修学先大学の成績証明書の成績をそのまま表記する。

⑤外国の大学で取得した成績（単位）は平均評点（GPA）の換算には含めず、全取得単位の内には含める。

⑥外国の大学で取得した総単位、専攻及び教養単位の履修区分は、交換学生の場合、学生

の所属学科で決定するが、単位体系が本校と異なる場合には、別途の単位変換基準により、認定することができる。

⑦学生が修学先大学で取得した単位は、Fail、Non-pass、Unsatisfactory もしくはこれに準じる評価のついた科目及び聴講科目を除く全ての科目について、本校の単位として認定されなければならない。

⑧本校で既に履修した科目の再受講は認定しない。

(3) 延世大学校 (YONSEI UNIVERSITY)

1) 大学の概要

・ 設立：1885 年開校

・ 組織：

①学士課程：本校 14 単科大学 70 学科（専攻）、医療院 3 単科大学 3 学科（専攻）、原州キャンパス梅芝 5 単科大学 37 学科（専攻）、原州キャンパス一山 1 単科大学 4 学科（専攻）

②大学院：本校 1 一般大学院 91 学科（専攻）、7 専門大学院 38 学科（専攻）、7 特殊大学院 77 学科（専攻）、医療院 2 専門大学院 2 学科（専攻）、2 特殊大学院 19 学科（専攻）、原州キャンパス梅芝：2 特殊大学院 13 学科（専攻）

・ 在学生数：学士課程 26,530 名、大学院課程 11,437 名、合計 37,967 名（2009 年 4 月 1 日現在）

・ 外国人学生数：学士課程 556 名、修士課程 396 名、博士課程 148 名、語学研修課程 1,406 名、その他 296 名（2009 年 4 月 1 日現在、「2009 年高等教育機関大学別課程別外国人留学生現況」）

2) 単位制度に関する規定

延世大学校学則

第 9 章 教科と履修

第 37 条（単位）①教科課程の履修基準は単位とする。1 単位の履修は 1 学期 15 時間以上とする。但し、実験、実習、体育、大学が特別に定める科目は学期当たり 30 時間以上を 1 単位とする。

②学部基礎及び系列基礎科目に対しては必要な場合、単位取得のための特別試験を実施することができる。特別試験の運営に関する詳細事項は別に定める。

③個別研究（Individual Study）に対し、単位を付与することができる。個別研究の単位認定に関する詳細事項は別に定める。

第 37 条の 2（単位認定範囲）在学中、国内外の他学校で取得した単位は卒業単位の 1/2 の範囲内で本大学校の単位として認めることができる。

第 38 条（課程履修単位）本大学校の全教科課程は別表□教科目表の通りである。卒業に必要な単位は 126 単位以上とするが、各系列別に定めることができる。医科系列、歯科系列及び原州キャンパスの医学科は 160 単位以上とする。医予科、歯予科の修了に必要な単位は 81 単位以上とし、キャンパス別に定めることができる。また、建築工学専攻内の建築学（5 年制）教育課程は 166 単位以上を取得しなければならない。

第 40 条（副専攻、複数専攻、多重専攻、連携専攻）①学生は学部もしくは学科が提供する専攻を履修し、次の各号の 1 に該当する専攻を履修することができる。

1. 2 以上の専攻

2. 2 以上の学科、2 以上の学部もしくは学部と学科が連携して提供する専攻（連携専攻）

②副専攻を履修したい者は該当専攻において 21 単位以上を履修しなければならない。

③複数専攻を履修したい者は専攻学科もしくは学部卒業前に、複数専攻履修に必要な手続きをして、総長の許可を得なければならない。

④多重専攻及び連携専攻は系列とキャンパスにより限定しない。但し、キャンパス間の多重専攻及び連携専攻の手順は別に定める。

⑤副専攻・複数専攻・多重専攻・連携専攻の履修に必要な手続き及び専攻許容範囲に関する事項は別に定める。

第 51 条（卒業の要件）卒業の要件は下記の通りである。

1. 4 年（8 学期）以上（建築工学専攻内の建築学（5 年制）教育課程の在籍生は 5 年（10 学期）以上）を登録した者。但し、早期卒業者は除く。

3) 成績評価制度に関する規定

第 45 条（成績評価）①学業成績の評価は A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-、D+、D、D-、F の 13 等級に区分し、下記のように表示する。

表 5 学業成績評価の等級

等級	A+	A	A-	B+	B	B-	C+	C	C-	D+	D	D-	F
評点	4.3	4.0	3.7	3.3	3.0	2.7	2.3	2.0	1.7	1.3	1.0	0.7	0
評語	秀			優			良			可			落

出典：延世大学ホームページ

②単位がない科目は“P”（及第）もしくは“NP”（落第）と評価する。但し、単位を付与する科目であっても総長が必要と認定するときには“P”もしくは“NP”で評価できる。

第 49 条（編入学生の単位認定）編入学の学生には前大学（校）で履修した科目と単位を審査し、本大学校で必要とする科目及び単位のみ認定する。

4) 学生交流活動における単位互換制度に関する規定

外国の大学で取得した単位認定に関する内規

第 1 章 総則

第 3 条（用語の定義）この内規で使用される用語の定義は下記の通りである。

1. “交換学生”は交換協定により派遣される学生、
2. “留学生”は交換学生の資格ではない方法で教務処長が承認して派遣する学生、
3. “研修生”は教務処長が承認した外国の大学の研修プログラムに参加する学生をいう。

第 2 章 本校学生の外国の大学校修学

第8条（修学期間）修学期間は最大1年とし、その期間を超えることはできない。交換学生の場合は、この期間に休学することはできない。

第9条（取得単位及び学期の認定）①交換学生、留学生または研修生が取得した単位の認定範囲は下記の通りである。

1. 2学期以上修学する者は卒業単位の1/4以内
2. 1学期以上修学する者は卒業単位の1/8以内
3. 季節学期の履修者の場合は7単位以内
4. 研修生の場合は3単位以内

②留学生または研修生が休学期間中に、外国の大学で履修した単位は認定できるが、学期は認定しない。但し、本校での履修登録後、在学期間中に派遣された留学生の場合に限り、学期が認定される。

③交換学生、留学生または研修生が取得した単位は認定するが、成績は認定しない。評点平均の換算に入れない。

（略）

参考文献

国立国際教育院（韓国）『Study in Korea run by Korean Government』

（<http://www.studyinkorea.go.kr/>）

人材政策分析課（2009）『'09年教育基本統計調査結果発表』、教育科学技術部（韓国）

人材政策分析課（教科部）及び大学情報公示センター（開発院）（2010）『大学情報公開、2009年度大学別成績分布公開』、教育科学技術部及び韓国教育開発院（韓国）

国民日報、『国公立大外国語講義わずか8%...外国人専任教授平均2.6人』（2009年10月5日）

在外同胞教育課（2009）『外国人留学生誘致促進のための2009年英語専用講座及び支援大学選定』、教育科学技術部（韓国）

朝鮮日報『POSTECH（浦項工大）発”キャンパスショック”英語公用化全面施行』（2010年2月11日）

光州科学技術院（韓国）『GIST NEWS 国立科学特性化大3巴戦開幕』

（http://www.gist.ac.kr/brand/sub07.php?req_P=bv&req_BIDX=29&req_BNM=gb_news&req_VI=9287&req_PC=45&req_CG=&sCATE=&sCHAR=）

国立ソウル大学校（韓国）（<http://www.snu.ac.kr/>）

高麗大学校（韓国）（<http://www.korea.ac.kr/>）

延世大学校（韓国）（<http://www.yonsei.ac.kr/>）

独立行政法人日本学生支援機構『韓国留学情報』

（http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info_korea.html）

東亜日報、『釜山大“全講義英語で実施”複数専攻導入』（2009年1月9日）

国際交流部（2009）『韓日大学生交流事業施行計画2009.3』、国立国際教育院（韓国）

ハンギョレ新聞『始興市にソウル大国際キャンパス・医療団地造成』（2010年1月12日）

ソウル新聞『松島 教育・研究クラスターへ』（2009年2月6日）

祥明大学校（韓国）（<http://www.smu.ac.kr/default.html>）

韓国日報『白石大・ブルームフィールド大と複数学位取得協定』（2009年9月10日）
中央日報『「韓国で学ぼう」外国人大学生がサマースクールで来韓』（2007年6月14日）
韓国経済新聞『高麗大学校、9月から3ヶ国複数学位課程「S3アジアMBA」開設』（2008年2月26日）
延世大学校語学堂（韓国）、『正規課程（単位制度）』
（http://www.yskli.com/languages/japanese/prog_regular.htm）
韓国大学教育協議会（韓国）、『大学評価院の沿革』
（http://eval.kcue.or.kr/intro/intro_1.php）
韓国大学教育協議会（韓国）、『大学評価院主要現況』
（http://eval.kcue.or.kr/intro/intro_2.php）